

「動物の愛護及び管理に関する法律」 の改正について

「動物の愛護及び管理に関する法律」が、2019年6月19日に改正されました。

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要」

法律等の一部を改正する法律の概要

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の拡充
2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - ① 登録拒否事由の追加
 - ② 環境省令で定める遵守基準を具体的に明示遵守基準・飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
 - ③ 犬猫の販売に際して対面による情報提供場所を事業所に限定
 - ④ 帳簿の備付け等に係る義務対象の拡大
 - ⑤ 動物取扱責任者の要件の充実
 - ⑥ 勧告及び命令制度の拡充
 - ⑦ 出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
3. 動物の適正飼養のための規制の強化
 - ① 都道府県知事による不適正飼養に係る指導等の強化
 - ② 特定動物（危険動物）に関する規制の強化
 - ③ 愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
 - ④ 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - ⑤ 犬猫の繁殖制限の義務化
 - ⑥ 動物殺傷罪等の厳罰化
 - ⑦ 殺傷・懲役5年以下、罰金500万円以下
 - ⑧ 虐待・遺棄・懲役1年、罰金100万円
4. 都道府県等の措置等の拡充
 - ① 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
 - ② 動物愛護管理センターの業務を規定
 - ③ 動物愛護管理担当職員の拡充
5. マイクロチップの装着等
 - ① 犬猫等販売業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
 - ② 登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける
6. その他
 - ① 殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
 - ② 獣医師による虐待の通報の義務化
 - ③ 関係機関の連携の強化
 - ④ 地方公共団体に対する財政措置

既にご承知のとおり、「動物の愛護及び管理に関する法律」が2019年に改正され、順次施行されています。

動物取扱業として営業活動に携わっている方々はもちろん、一般愛犬家の皆さんにとっても深く関わりのあることです。環境省ホームページなどで適宜で確認いただけますようお願いいたします。

なお、マイクロチップ装着・登録の義務化などに関して法律施行規則並びに動物取扱業者が守るべき基準（基準省令）が、2022年4月に改正され、6月から施行されますので、左ページにてその概要をお知らせいたします。

※改正法令に関する詳細な情報は、こちらのQRコードから、環境省ホームページ「動物の愛護と適切な管理」ページを参照してください。



※左ページにお知らせした2022年の改正に関する詳細な情報は、こちらのQRコードから環境省ホームページをご参照ください。



マイクロチップ装着・登録の義務化について（2022（令和4）年6月1日施行）

この度「動物の愛護及び管理に関する法律」により定められたマイクロチップ装着・登録の義務化等に関し、所要の規定を定めるため、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」が2022（令和4）年4月5日付けで改正され、2022（令和4）年6月1日より施行されます。以下に、改正の概要についてお知らせいたします。（1～7は施行規則に関するもの。8は基準省令に関するもの。）

1. 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着

（施行規則第21条の4関係）

- ① マイクロチップを装着する者は、獣医師及び愛玩動物看護師（診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ）とする。
- ② マイクロチップの基準を国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とする。
- ③ マイクロチップを装着できないやむを得ない事由は、犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること及びマイクロチップを装着することにより犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

2. マイクロチップ装着証明書

（施行規則第21条の5関係）

- ① マイクロチップ装着証明書の様式及びマイクロチップ識別番号のほか、犬又は猫の名等の記載事項を規定。
- ② マイクロチップ装着証明書を亡失・滅失した場合における装着した獣医師によるマイクロチップ装着証明書の再交付の手続を規定。
- ③ マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合は、マイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る獣医師が発行した証明書をマイクロチップ装着証明書とみなすこととする。

3. マイクロチップの取外しの禁止

（施行規則第21条の6関係）

マイクロチップを取り外すことができるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

4. 環境大臣による登録等

（施行規則第21条の7関係）

- ① 登録申請書の様式及び申請日等の記載事項を規定。
- ② 登録証明書の様式及び登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号等の記載事項を規定。
- ③ 登録に係る事項の記録の保管期間を40年とする。
- ④ 登録事項の変更として環境大臣に届け出なければならぬ事項を規定。

※ 公益社団法人日本獣医師会が環境大臣の指定登録機関として、登録等の事務を行います。

5. 狂犬病予防法の特例

（施行規則第21条の9関係）

登録若しくは変更登録を受けた場合又は登録事項の変更の届出があった場合において、環境大臣に求めをした市町村長に通知される事項等を規定。

6. 犬又は猫の死亡等の届出

（施行規則第21条の10関係）

- ① 死亡等の届出を行う場合は、犬又は猫が死亡したとき及び犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるため、獣医師がマイクロチップを取り外したときとする。
- ② 動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、犬又は猫の死亡等を確認したときは、死亡等の届出を行うことができることとする。

7. 情報の提供

（施行規則第21条の11関係）

- ① 所有者がいると推測される犬又は猫について、その所有者を発見し、当該所有者に返還するために必要な範囲内において、環境大臣は都道府県知事及び市区町村長に対し情報の提供を行う。
- ② 狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認める場合において、都道府県知事による措置の実施を指示するために必要な範囲内において、環境大臣は厚生労働大臣に対し情報の提供を行う。

8. 動物取扱業に係る飼養管理基準

（基準省令第2条第6号ニ及び第7号ア並びに本省令附則第4条）

- ① 販売業者は、取得した犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けることとする。
- ② 販売業者、貸出業者及び展示業者が、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合において、繁殖実施状況記録台帳の写しと併せて譲り渡すこととする。
- ③ 販売業者は、所有する犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）の子の譲渡の日までにその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこととする。

動物取扱業者が遵守すべき基準省令にも法律第39条の2と同様の定めがなされました。あわせて、所有する犬猫へのマイクロチップ装着と登録を当該犬猫の子の譲渡の日までに行うことが努力義務として定められました。